



## 密輸防止に関する覚書

不正薬物、銃器、テロ関連物資及び金地金等の密輸は、我が国の経済、社会、財政及び国民の安全並びにホテル事業に関係する全ての当事者の利益にとって有害であること、そして、ホテル施設を利用して行われる可能性があること

不正薬物、銃器、テロ関連物資及び金地金等の密輸を防止するため、税関が監視取締りの強化を必要としていること

そのような取締りの強化は、合法的にホテル事業に従事しているホテル事業者及びその関係者に対し、影響を及ぼす可能性があること

税関とホテル事業者との協力関係の強化が、不正薬物、銃器、テロ関連物資及び金地金等の密輸に対する取締りにおいて、税関にとって有意義なものであること

また、そのような協力関係はホテル事業者及びその宿泊客等全ての関係者にとっても有益なものであること

を認識のうえ、不正薬物、銃器、テロ関連物資及び金地金等の密輸防止のために財務省関税局と一般社団法人全日本シティホテル連盟は次のとおり合意した。

- (1) 財務省関税局と一般社団法人全日本シティホテル連盟との協力関係を強化すること。
- (2) 税関と一般社団法人全日本シティホテル連盟加盟のホテル事業者との協力関係の強化方法について共同して検討していくこと。
- (3) 税関及びホテル事業者が抱える課題と問題点の相互理解に努め、両者の有意義な情報交換を促進すること。
- (4) 税関とホテル事業者との協力に関するガイドラインを税関及びホテル事業者に対し周知徹底するよう努めること。

なお、この覚書及びガイドラインは法令に基づく義務を免除するものでないことを確認する。

2019年4月12日

財務省関税局長

一般社団法人全日本シティホテル連盟会長

中江元哉

清川嗣能